

畜舎特例法に係る手数料早見表

園芸畜産課

畜舎建築利用計画の認定申請（法第3条第1項）	
区 分	金 額
技術基準の審査を伴わない場合（床面積3,000㎡以下）	8,100
技術基準の審査を伴う場合（床面積3,000㎡超）	210,000

畜舎建築利用計画の変更認定申請（法第4条第1項）		
区 分	床面積	金 額
技術基準の審査を伴わない場合 (変更前、変更後ともに特例畜舎等である場合)	$3,000\text{m}^2 < A$	¥4,300
技術基準の審査を伴う場合	$n \leq 30\text{m}^2$	¥14,000
	$30\text{m}^2 < n \leq 100\text{m}^2$	¥20,000
	$100\text{m}^2 < n \leq 200\text{m}^2$	¥31,000
	$200\text{m}^2 < n \leq 500\text{m}^2$	¥54,000
	$500\text{m}^2 < n \leq 1,000\text{m}^2$	¥71,000
	$1,000\text{m}^2 < n \leq 2,000\text{m}^2$	¥100,000
	$2,000\text{m}^2 < n$	¥210,000

※1 変更に係る部分の床面積の1/2（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を手数料の算定床面積とする。

※2 特例畜舎等が変更により3,000㎡を超える場合は、畜舎等全体の床面積を手数料の算定床面積とする。

その他認定等申請手数料	
区 分	金 額
仮使用認定（法第6条第2項）	¥120,000
認定畜舎等の譲渡認可（法第10条第1項）	¥8,100
法人の合併に伴う承継の認可（法第10条第2項）	¥8,100
法人の分割に伴う承継の認可（法第10条第3項）	¥8,100
畜舎等の敷地と道路との関係の建築認定（省令第48条第2項）	¥28,000